

(仮訳)

多重危機時の持続可能な開発目標の達成

G7開発大臣会合コミュニケ

(2022年5月19日)

1. 我々G7開発大臣は、5月18～19日にベルリンで会合を開催し、世界中の安全、福祉、繁栄を危うくする複数の危機に対処した。紛争、気候変動、環境劣化、生物多様性の損失、経済衰退と貧困、差別、食料不安と栄養不良、質の高いヘルスケアへのアクセスの欠如、エネルギー不安、ジェンダー不平等及びジェンダーに基づく暴力、新型コロナウイルス感染症（COVID-19）の影響、世界的な教育危機に脅かされる人々が増えている。

2. 我々は、同時に発生したこれらの後退が、世界、特に途上国及び脆弱な状況にある集団に特別な負担をかけていることを認識する。我々は、世界中の人道上のニーズに引き続き対処していく。我々は、ルールに基づく多国間体制、及び、誰一人取り残さない、開かれた、包摂的な、国際協力を守ることに引き続きコミットする。

3. 持続可能な開発のための2030アジェンダ、アディスアベバ行動目標及びパリ協定の目標に対する我々のコミットメントは、引き続き強固なものである。我々は、ODA/GNI比0.7%目標といったそれぞれのODAに対するコミットメント、及び、後発開発途上国（LDCs）に対するODAの減少傾向を転換させ、最もニーズの高いところにODAをより優先的に配分するという我々のコミットメントを再確認する。

4. ウクライナに関するG7開発大臣声明を再確認し、我々は、ロシア連邦のウクライナ及び同国国民に対する不当で、いわれのない、違法な侵略戦争を非難する。我々は、ロシアの侵略戦争が地域的にも世界的にも、経済、健康、社会、食料安全保障、人権、政治に及ぼす多大な影響を深く憂慮している。

5. 我々は、ウクライナと連帯し、ロシアの残虐な侵略によって悪影響を受けた周辺諸国を支援する。我々は、ウクライナ及び周辺諸国を支援するための二国間及び多国間の措置、及び、国際開発金融機関（MDBs）の出資者としての役割を通じ迅速に対応した。

6. 我々は、ロシアのウクライナに対する侵略戦争による、域内外の飢餓と栄養不良、貧困及びその他の不平等の増大といった世界的な影響を特に懸念している。その結果、世界的な食料不安と人道危機がさらに悪化するだろう。

7. 戦争はまた、あらゆる多様性を持った女性と女兒、また男性や男児、高齢者、障害者及びLGBTIQ+等その他の脆弱な集団に対する劇的な暴力の増加につながり、地域において人道的保護のニーズを深刻化させた。女性と子どもは、紛争に関連した性的暴力、子どもの早期・強制結婚及び性的搾取・虐待等の性的及びジェンダーに基づく暴力（SGBV）による重大な危険に直面している。我々一同は、全ての人道的介入の最前線においてSGBVの予防及び対応に関する活動を維持し、より幅広いコミュニティによる対応を主導することにコミットする。

より良い未来と強い社会への投資 持続可能な農業と食料システム

8. 我々は、3月3日、3月24日、4月7日及び5月8日の我々の首脳による声明によってコミットしている。我々は、3月11日及び5月14日のG7農業大臣による声明及び5月14日のG7外務大臣による声明を完全に支持し、ロシアのウクライナに対する侵略が、パンデミック、気候変動とその影響、生物多様性の喪失、経済困難及び武力紛争によって世界の農業市場に厳しい影響をもたらす等、既に発生している憂慮すべき状況を悪化させているため、世界の食料不安の悪化や、特に女性、女兒・男児及び脆弱な状況にある人々の中に飢餓やあらゆる形態の栄養不良に苦しむ人々が増加することをについて深く懸念している。

9. 我々は、多くの国に影響を与えている食料価格の高騰に深刻な懸念をもって留意し、インフレ自体やその結果、特に、将来の農業生産及び生産性に影響をもたらす潜在的な供給の混乱となる食料、農産物及び投入材、とりわけ肥料へのアクセスについて、可能な限り緩和するために、共同且つ、積極的に貢献することを確認する。依存を減らし、長期的な強靱性を強化するために、我々は、地域の持続可能な生産の増加と、輸出を制限する不当な措置の自制を支持する。我々は、全ての国に対し、食料・農産物市場の開放を維持し、農産物輸出に対するいかなる不当な制限的措置から守ることを求める。我々は、我々のロシアに対する制裁の実施が、世界の農産物・食品貿易へのいかなる直接的影響も最小化するよう慎重に設計されていることを想起する。

10. 我々は、国連事務総長による国連の「国連グローバル危機対応グループ」の設立を歓迎し、また他の取組も通じた、ロシアによるウクライナへの侵略戦争が与える影響に対処することを目的とする食料安全保障のためのグローバル・アライアンスの立ち上げを支持する。我々は、財団、慈善家、市民社会、民間セクター、科学・研究機関と同様に、G7を超えて関心を有する政府、関連・権限を有する国際機関を含む、同様の志を持った利害関係者と協力することにコミットする。我々は、全てのパートナーと種々の国際イニシアチブ、例えば食料および農業レジリエンス・ミッション（FARM）や、このG7開発大臣会合でのアフリカに対するものやイタリアが主催予定の地中海地域に対する食料安全保障危機についての地中海閣僚級対話などを含む重要な地域アウトリーチイニシアチブが計画するとおり、政治的なコミットメントを実際の行動に向けるという目標をもって、緊密に協力する。我々は、5月18日に開催された「グローバルな食料安全保障のための行動要請閣僚会合」を歓迎する。我々は、農業と食料システムの強靱性を強化するために、世界農業食料安全保障プログラム（GAFSP）と国際農業開発基金（IFAD）が果たしている極めて重要な活動を引き続き支援する。我々はG7外相会合にて合意された「ロシアによるウクライナに対する侵略戦争が世界の食料安全保障に及ぼす影響に関するG7外相のコミットメント」を歓迎する。

11. 我々は、進行している世界の農産物、食料安全保障・栄養状況に対応する中で、我々の行動が、世界及び地域の、特にパートナー国の、食料・栄養安全保障を支える基盤としての農業及び食料システムの長期的な強靱性と持続性を強化するものとなり、弱体化させるものとならないよう支援することを確保する必要がある。我々は、持続不可能な土地利用の変化と森林減少を引き起こさず、気候変動対策を損なうことのない食料供給生産性のアプローチに努めていく。

12. 我々は、2030年までに5億人を飢餓と栄養不良から救い出すというG7・2015エルマウの目標を支持する。この目標を持続可能な方法で達成するための資金調達の必要性の健全な科学的特定と、最も効率的な介入及び目標達成に向けた持続可能な手法によるアプローチに基づいて、我々は、途上国における農業と食料システムの持続可能な変革を支援し、小規模農家への支援を増加させるために我々のODAを用いることにコミットする。我々は、アグロ・エコロジーやその他の革新的なアプローチを含む世界の農業及び食料システムの持続可能かつ包括的な変革に強く焦点を当て続けることに、引き続き完全にコミットする。

13. 持続可能な農業と食料システムへ向けた変革を達成するためには、2015年のエルマウ・アジェンダ以上のことを実施する必要がある。科学と証拠は、農業・貿易政策の転換を支える鍵であり、我々は、知識と証拠に基づくベストプラクティスの共有を奨励する。我々は、生物多様性と生態系の保全と保護の重要性を認識し、既存の取組と密接に連携しながら、農業政策の変革のためのナレッジネットワークの構築の価値について検討し、11月にシャルム・エル・シェイクで開催される国連気候変動枠組条約（UNFCCC）第27回締約国会議（COP27）において、食料システムに焦点を当てるよう求める。アビジャンで開催された砂漠化対処条約（UNCCD）第15回締約国会議（COP15）での我々の貢献で強調したように、持続可能な農業は土地の劣化と食料不安との戦いに不可欠であり、これは生物多様性条約（CBD）第15回締約国会議（COP15）への我々の貢献でも示されるであろう。我々は、農業生産と森林減少・劣化を切り離す、持続可能なサプライチェーンの実現に向け、取組を続ける。我々は、途上国の小規模農家が生態系サービスや農業・食料安全保障を支えていることに対して、どのように補償を行うことができるかを既存の取組も踏まえ検討する。女性、若者、社会から疎外された集団は、意思決定、政策立案、政策実施の過程に含まれるべきである。

14. 我々は、東京栄養サミット2021におけるコミットメントを歓迎し、食料安全保障、栄養及び食料システムに関するG20マテラ宣言を想起し、飢餓とあらゆる形態の栄養不良を終わらせ、持続可能で強靱且つ包摂的な食料システムを構築すること及び、それを可能にする環境整備を提唱する2021年国連食料システムサミットにおける国連事務総長の行動宣言を支持する。我々は、国家の、独立した、世界的な対話と行動の連携に留意し、画一的なアプローチは存在しないことを認識する。我々は、G7農業大臣と連携し、国内外における食料システムを持続可能なものとする変革が、世界の食料安全保障と栄養を達成するための根本であると確信している。

15. 我々は、全てのパートナーにゼロハンガー・コアリションを支持または参加するよう、パートナー政府、女性団体、市民社会、国際機関、学界、民間企業を含む全ての関係者と連携するよう奨励する。我々は、「プライベートセクター宣言」において既になされたコミットメントを歓迎し、持続可能な農業及び食料サプライチェーンのために民間セクターのアクター、市民社会及び地域のアクターと協力していくことに引き続きコミットする。我々は、持続可能なサプライチェーンイニシアティブ（SSCI）においてなされた進展を歓迎する。

16. アフリカ大陸の国々は、食料不安を含む複数の危機の影響を特に受けており、我々は、食料不安の複雑な起源に対処し、より持続可能な農業と食料システムに向けた変革への持続的な解決策を特定するために、アフリカのパートナーへの支援を継続することにコミットする。我々は、これらの問題を議論するために、アフリカのパートナーにア

ウトリーチした。議論の詳細な結果は、付属文書のG7議長総括にまとめられている。

17. 我々は、アフガニスタンの食糧危機を克服するために、パラグラフ25で言及されている未だ応えられていない明確な国際的な期待にかんがみて、最も脆弱な、特に女性と女児のニーズを考慮しつつ、アフガニスタンの農業セクターを支援することにコミットしている。金融及びプライベートセクターに対する我々の支援は、アフガニスタンの経済回復のための最低限の実現要件を満たすことに対する、タリバーンの意思にかかっている。

18. 持続可能で公平な農業と食料システムの構築における、あらゆる多様性を持った女性と女児の重要な役割を踏まえると、また、多くの国では女性が未だに土地の権利を保有できない状況に置かれている一方、世界の農業労働の40～60%を女性が担っていることに留意すると、女性と女児の積極的な関与はこの改革を達成するための礎であることから、様々なジェンダー不平等に対処することは重要である。

ジェンダー平等

19. 複数の危機に直面したときの社会の強靱性を確保するために、我々は、全ての人に対してより良い機会を創出しなければならない。我々は、性的特徴、性自認や性的指向にかかわらず、全ての人々の平等な政治的、経済的、社会的参画とエンパワーメントを確保する必要がある。フェミニスト開発政策（注：女性の参画推進や女性・男性の同等の利益の追求などジェンダー平等の視点を採り入れた開発政策）の精神に則り、我々の対外的行動は、有償・無償のケア労働のジェンダー不平等による負担とLGBTIQ+の排除を克服するために、また、特に教育や性と生殖に関する健康と権利（SRHR）の保護を通じて有害なジェンダー規範を終わらせ、紛争、危機、避難の際における女児、思春期の少女そして女性の固有のニーズに対処することによって、全てのジェンダーと性的アイデンティティの公平と平等に、さらに焦点を当てるべきである。

20. 今こそ、ジェンダー平等と女性のエンパワーメントのための資源を活用するために、あらゆる力を結集する時である。我々は、ジェンダー平等と女性のエンパワーメントを対象としたG7の二国間ODAの割合を今後、G7全体として増加させるために努力することにコミットする。我々は、経済協力開発機構（OECD）開発援助委員会（DAC）のジェンダー平等ポリシー・マーカーを用いてその進捗を追跡する。我々は、2022年5月6日に公表されたジェンダーを変革するアプローチをより多く実施することで、我々の支援活動におけるジェンダー平等への影響を高めることを目指す。我々は、新しいガイダンス「ジェンダー平等と女性と女児のエンパワーメント：開発パートナーのためのガイダンス」を歓迎し、支持する。今月OECD事務総長の権限で発表する本ガイダンスは、我々の援助活動におけるジェンダー平等インパクトを強化するための貴重なツールである。さらに、我々は、ジェンダー平等と女性のエンパワーメントのための追加の民間資源を動員するための取組を強化する。2Xチャレンジの野心と成功を歓迎し、我々は、SDGsファイナンスに対するジェンダー・レンズ投資の重要性を認識し、強調する。我々は、ジェンダー・レンズ投資のインパクトと透明性を高めるための独立した普遍的な認証メカニズムの開発において、新たに設立された2Xコラボティブを支援し、投資家と投資先が認証を受けることを奨励するよう、官民両セクターに求める。

21. COVID-19は、有償及び無償のケア労働の不平等かつ性別によって偏りのある配分と全般的に過小評価されていることを浮き彫りにすると同時に、悪化させた。あらゆる多様性を持った女性と女兒が、有償及び無償のケア労働に不均衡な割合で従事している。我々は、この状況が、持続可能な開発、ジェンダー平等、全ての女性と女兒の経済的エンパワーメントに対する障害となることを懸念している。我々は、無償のケアを認識し、削減し、再配分すること、ケアの需要を満たすために十分なケアの仕事を創出してケア労働者に公平に報いること、そしてILOの「ディーセント・ケア労働のための枠組み」で詳しく述べられているように、社会対話と団体交渉においてケア労働者に代表権を与えることの必要性を強調する。したがって、我々は、ケアのためのグローバル・アライアンスにメンバーまたは関連パートナーとして参加することも含め、ケア労働に取り組むためのベストプラクティスを開発・共有し、パートナー国におけるケア・エコノミーを強化する。

22. LGBTIQ+の人々は、SGBV、迫害、社会的排除、貧困、差別の影響を強く受けている。COVID-19は、LGBTIQ+の人々にとってのこれらの課題をさらに悪化させた。G7として、我々は、LGBTIQ+の人々に対する、複数に交差する様々な形態の暴力と差別に取り組むうえで、積極的な役割を果たすことにコミットする。我々は、開発協力において、全てのジェンダーの平等、性的指向、性自認及び表現の多様性、並びに性的特徴に持続的に焦点を当てることに合意する。我々は、LGBTIQ+の市民社会及び人権擁護者との協働を拡大することを目指す。我々は、細分化されたデータを作成し、LGBTIQ+の人々の開発成果を改善するための中心的なツールとして、国連LGBTIインクルージョンインデックスの実施を支援することにコミットする。我々はまた、性的指向と性自認に関する国連独立専門家の重要な役割を認める。

23. 我々は、COVID-19が世界中の教育、特に最も疎外された学習者に破壊的な影響を与えることを深く懸念している。教育において、また教育を通じて、特に女子教育に焦点を当てたジェンダー平等を促進することは、平和で公正な社会にとって極めて重要である。したがって、我々は、前年度の女子教育へのコミットメントを堅持する。我々は、ジェンダー平等、あらゆる多様性を持った女性と女兒の健康・エンパワーメント、そして質の高い教育を受ける権利における世界的な成果に対する世界的な脅威であり続ける構造的な障壁や有害なジェンダー規範、固定観念、役割、慣行を終わらせることによって、より強靱で包摂的なジェンダー変革のための教育システムに貢献する。これは、SGBV、女性器切除、児童婚、早期結婚、強制結婚、10代の妊娠を削減するのに役立つ。教育のためのグローバル・パートナーシップ、教育基金「Education Cannot Wait (教育を後回しにはできない)」、国連教育科学文化機関(UNESCO)、国連児童基金(UNICEF)、国連女子教育イニシアティブ(UNGEI)、ジェンダー・アット・ザ・センター・イニシアティブ(GCI)、市民社会及び二国間のパートナーは、この取組の主要な関係者である。

24. ウクライナやその他多くの脆弱な状況における憂慮すべき出来事は、紛争、暴力、人道危機及びこれらによる結果がジェンダー的に中立ではないことを改めて示している：紛争、危機、避難において、女性や子どもたち、とりわけ女兒や、性的指向や性自認に基づいて疎外された人々は、悪化したSGBVに対して特に脆弱であり、性的搾取や虐待、人身取引のリスクの高まりにさらされている。同時に、平和と政治的プロセスにおいて、重要な意思決定の役割を担う女性の割合が著しく低い。世界中の女性平和構

築者、前線で活動する人道支援者及び人権擁護者の安全は、ますます脅かされている。我々は、紛争下及び避難民の女性たちが、変化の担い手として、個々のニーズ、課題、可能性を持っていることを認識する。我々は、「女性・平和・安全保障アジェンダ」と緊密に連携し、強制移住に関するアクションネットワークとその目的への支援を含め、社会・経済・政治的意思決定、紛争解決及び平和構築プロセスへの完全、平等、効果的かつ意味のある参画を確保するための取組を強化することにコミットする。我々はさらに、例えば、紛争や避難の影響を受けている国の市民社会組織を支援する、女性の平和と人道基金（WPHF）の強制移住に関する拠出ウィンドウを通じて、または強制移住に関するアクションネットワークのパートナーになることを通じて、避難、紛争、移住の文脈における女性の完全、平等、効果的かつ意味のある参加を、政治的または資金的に、促進するプロジェクトを支援することにコミットする。

25. 我々は、アフガニスタンの人々が現在も直面している悲惨な人道的、社会的、政治的、経済的、人権的状况を特に遺憾に思う。我々は、タリバーン政権を正当化しない一方で、志を同じくするドナーとともに、アフガニスタンの人々への支援を継続することを決意する。G7は、世界銀行、アジア開発銀行（ADB）、及び国連と緊密に連携し、アフガニスタンにおける基本的人道ニーズに対応し、社会基盤を維持するための支援を継続する。この支援は、人権の尊重、女性、子ども、とりわけ女兒、少数民族、その他の脆弱な集団の平等な扱い及び公的生活のすべての側面における完全なる参画、並びに支援流用の防止、アフガニスタンの土地を利用したテロ集団や個人による他国へのいかなる攻撃をも予防するための同国におけるテロとの闘いという共通の規範と原則の明確な尊重に基づくものである。我々は、アフガニスタンの女性と女兒が同国の長期的な安定と発展のために極めて重要であることを踏まえ、タリバーンに対し女性と女兒の権利を認識し、尊重し、促進することを求める。あらゆる多様性を持った女性と女兒及その他の周縁化されたコミュニティが基本的なサービス、教育、労働市場に平等にアクセスできるようにしなければ、アフガニスタンの危機を克服することはできない。

26. 気候変動、水の不安定性、土地の劣化、生物多様性の損失、地球規模の汚染との前例のない規模と相互依存は、人間の存続に関わる脅威をもたらし、持続可能な開発のための2030アジェンダとパリ協定の成功を危険にさらしている。我々は、気候変動と生物多様性の損失という相互依存的な課題を克服するためには、全ての国家が共同で取り組む必要があることを認識する。

27. 我々は、気温上昇を1.5°Cに抑えることを射程に入れ続けるため、また可能な限り早く、遅くとも2050年までに温室効果ガスの排出量をネット・ゼロとする我々の目標を達成するため、グラスゴー気候合意を含むパリ協定及びその下での成果を実施するための我々の個別・共同の取組を強化することに強くコミットする。気候変動に関する政府間パネル（IPCC）第6次評価報告書（AR6）第3作業部会報告書の結果を踏まえ、我々は、クリーンエネルギー開発の必要性及び世界のメタン排出量を劇的に削減するための迅速な行動を認識する。我々の行動には、野心的かつ効果的なポスト2020生物多様性枠組の採択と速やかな実施が含まれる。再生可能エネルギーや食品、産業、鉱業などの他分野のための原材料の責任ある生産、調達、及び持続可能な消費パターンは、世界的に公正な移行を可能にするために極めて重要である。我々は、ネット・ゼロ排出と気候変動に強靱でネイチャーポジティブな社会への移行が、影響を受ける社会集団のパートナーと利害関係者及び先住民族の完全、平等、効果的かつ意義のある参加を得て、包括的かつジェンダー平等で、社会的に公正な方法で実施されることを確保

する必要がある。国連気候変動枠組み条約（UNFCCC）の強化されたジェンダーに関するリマ作業計画及びそのジェンダー行動計画、並びにポスト2020生物多様性枠組の下でのジェンダー行動計画に沿って、G7は、対象と目標全体にわたるジェンダー主流化の重要性を認識する。G7・2030年自然協約に基づき、我々は2025年までに、我々の国際開発援助が自然に害を与えず、人々、気候、自然のために全体としてポジティブな結果をもたらすことを確保する。

28. 我々は、気候と生物多様性に関係するこれらの目標を達成するために、グローバルな行動の必要性と全ての国、特に主要排出国と協働するG7の役割を認識する。我々はまた、首脳がG7以外の国々の参加を得た形で、国際ルールに沿った、開放的、協調的かつ国際的な気候クラブの設立を追求することを決定したことを認識する。我々は、野心的な気候変動対策が全ての経済にとって強固で持続可能な成長に資することを示すことにより、真のパラダイムシフトを達成することにコミットしている。我々は、気温上昇を1.5度に抑えることを射程に入れ続け、パリ協定の目標に沿った、ネット・ゼロの道筋での移行を目指す途上国及び新興市場の努力を支援することにコミットする。

29. 新興国や途上国と強力に連携したG7による具体的な行動と協力の強化は極めて重要である。これは、世界の温室効果ガス排出の最大の発生源であるエネルギー部門に特に当てはまる。この文脈において、我々は効果的に排出量を削減するための具体的な政策を進展させ、我々の経済の変革のアジェンダを追求するため、他の大臣と協力する。我々はG7の首脳の課題を実行するために、公正なエネルギー移行パートナーシップ及び新興市場や途上国への働きかけを強化し、更に発展させていく。我々は、野心的で個々に適したパートナーシップを通じて、G7以外のパートナー国への国際的な支援と関与を強化するとともに、気候、エネルギー、環境、金融を所管する大臣とこの目標のために協力することを期待している。我々はまた、パートナー国のオーナーシップに基づいた、気候中立に向けたクリーンで公正な移行を加速化させるために、既存のパートナーシップに基づき、これを前進させることにコミットする。これには、2030アジェンダに沿った社会経済的便益と開発の機会をもたらすエネルギー政策改革が含まれる。我々は、G7インフラ及び投資のためのパートナーシップ（G7 PII）との相乗効果を活用する。

30. 我々は、MDBs、開発金融機関（DFIs）及び多国間基金に対し、相応の適応資金目標の設定や、グリーンな移行を下支えするための財政・規制・マクロ経済政策の改革における国々への支援によるものを含め、気候変動及び生物多様性に関する野心的な行動を支援するための取組を更に強化することを強く求める。我々は、国内の歳入動員に関連する財源としてのグリーン税制の役割を認識する。我々は、世界銀行グループが主導的な役割を果たしながら、MDBsが、各国のパリ協定に整合的な移行への道筋に沿った気候関連の開発政策の実施を組織的に提供することを期待し、これを支持する。我々は、多国間金融機関、気候・環境基金、慈善団体及び民間部門に対し、公正なエネルギー移行を促進するためのものを含め、気候中立で、気候変動に強靱な、ネイチャーポジティブな経済に向けた重要な資金動員を行うことを求める。我々は、自然、人々、地球に関するMDBsの共同声明を歓迎する。我々は、MDBsに対し、同声明を実施するための明確かつ期限付きの行動にコミットすることを求める。MDBsは、各自のポートフォリオとパリ協定及び予想されるポスト2020生物多様性枠組との整合性を確保する必要がある。我々は、パリ協定第2条1(c)に沿って、温室効果ガスが低

排出で気候変動に強靱な開発の方針と資金の流出を適合させる我々の取組を引き続き推進する。

31. 我々は、パリ協定の目標達成のための国が決定する貢献（NDCs）及び低排出型開発のための長期戦略（LTSs）の重要性を強調する。我々は、2030年目標が未だパリ協定の気温目標と整合していない全ての国、特に主要排出国に対し、COP27までに自国のコミットメントに沿ってNDCsを再検討し、強化するよう求める。我々は、今世紀半ば、または半ば頃までにこの目標を達成することを目指し、ネット・ゼロ排出への公正な移行に向けたLTSsを提出していない国に対して、これをCOP27よりも前に提出するよう求める。我々は、パリ協定の目標及び2030アジェンダの開発目標に沿ってNDCs及びLTSsを更新し実施する途上国に対する我々の支援を拡大することにコミットする。我々は、この点に関する、NDCパートナーシップの促進的な取組を歓迎する。我々は、全ての国に対し、各々のNDCsを具体的な政策、プログラム、公的予算及び投資計画に反映させることを求める。我々は、都市及び地方公共団体がこの移行を加速化し、地域のニーズに従い、社会的に適合したものにするために極めて重要であることから、公正な気候及びエネルギー移行を擁護する上で、これらの重要な役割を認める。

32. 我々は、適応に関する世界全体の目標（GGA）に関するグラスゴー・シャルムエルシェイク作業計画を支持し、気候災害や変化に対する、人、生態系、天然資源の強靱性を高めるために、適応行動の実施や災害リスク削減の管理を強化することにより、同計画に関与することにコミットする。我々は、脆弱な国に対する行動と支援が更に拡大される必要があること、及び、公的支援に加えて、気候適応に対する民間部門の関与を強化することが重要であることを認識する。

33. 気候変動に関する政府間パネル（IPCC）第6次評価報告書（AR6）第2作業部会報告書の結果に照らせば、気候変動の影響による危険性を回避し、経済的・非経済的な損失及び損害の可能性を減少させるために、気候変動の緩和と適応の文脈における現在の取組は、強化されなくてはならない。我々は、気候変動の深刻な影響に対し特に脆弱な途上国の損失や損害の回避、最小化、対処に関連するアプローチを実施するための金融、技術、そして能力強化を含めた行動と支援を適切に拡大する緊急の必要性を認識している。我々は、グラスゴー対話と同様にサンティアゴ・ネットワークを強く支持する。

34. 我々は、気候変動と災害リスクに脆弱な人々や国々の保護を確保することが緊急に必要であると認識している。InsuResilienceグローバル・パートナーシップ（IGP）や地域的リスクプール等の気候・災害リスクファイナンス及び保険（CDRFI）のメカニズムや手段を含め、CDRFIを拡大するための世界的な取組は、既に近年、資金保護の増加につながっている。我々は、G7以外のパートナーと共に、グローバルなCDRFIアーキテクチャを更に強化し、より体系的、首尾一貫した持続したものとするにコミットし、気候リスクに対するグローバルシールドに向け取り組む。我々は、各地域の特徴を反映したものも含め、民間部門が全面的に参加する形で既存の枠組みや仕組み強化する。我々は、IGPと協力して、CDRFIのための強力な調整メカニズムを構築し、InsuResilienceソリューション基金と世界銀行のグローバル・リスク・ファイナンス・ファシリティに対し、保護のギャップを特定しカバーする、幅広いパートナーを支援することにより貢献するよう求める。

る。我々は、SMARTプレミアムと資本支援の原則を支持し、これらを更に発展させ、我々のCDRF I支援における実践に反映するようコミットし、他のドナーや民間セクターに対しても同様に行うよう求める。我々は、全てのCDRF Iの取組と適応型の社会保護を拡大する取組を結び付けることにコミットする。

35. 適応と強靱性におけるニーズの高まりを認識し、我々は、途上国における適応と強靱性を支援するための気候資金を引き続き増加させる。我々は、パリ協定第9条第4項を想起し、スケールアップされた財源の提供において緩和と適応のバランスを達成するという文脈において、途上国に対する適応のための気候資金の全体としての提供額を、2025年までに2019年レベルから少なくとも倍増させるというグラスゴー気候合意の要請を再確認する。我々は、全ての利害関係者を含めて協力し、この点における取組を強化し続ける。

36. 我々は、G7気候・エネルギー・環境担当大臣による共同声明に期待する。我々は、2030年までに生物多様性における損失を止めて反転させるためのG7・2030年自然協約を再確認する。我々は、野心的なゴールとターゲット、強化された実施、及び定期的な報告とレビューを伴う、変革的なポスト2020生物多様性枠組を支持する。我々は、生物多様性条約(CBD)第15回締約国会議(COP15)第2部開催の前に、G7外からの更なるコミットメントを奨励する。我々は、G7・2030年自然協約で、2025年まで自然に基づく解決策への財政的な貢献を増やし、全ての資金源からの自然への投資を劇的に増やし、自然が、経済的及び財政的意思決定の際に説明され、主流化されることを保証するというコミットメントを再確認する。我々は、MDBsに対し、「自然、人間、地球」に関するグラスゴー共同宣明を実現し、CBD COP15までに生物多様性資金を報告することを求める。我々は、途上国の、生物多様性のための国内資金動員のための能力構築を支援する。また、我々は、予期されているポスト2020生物多様性枠組に沿った生物多様性国家戦略及び行動計画(NBSAPs)の重要性を強調する。我々は、新興国及び途上国のNBSAPsの更新及び実施を支援することにコミットする。我々は、健全な地球の海洋と強靱な海洋生態系の重要性を認識し、G7海洋ディールに関する作業を支持し、G7内外のグローバルな海洋ガバナンスの強化、科学的協力及び海洋に関する大胆な行動に対する緊急の必要性を強調する。

37. G7は、雇用やビジネスの機会を含め、人、農業、自然、気候に対する自然に基づく解決策(NbS)に伴う複数の便益を活用しながら、その実施を主流化し、強化し、拡大することにコミットする。我々は、国連環境計画(UNEP)第5回国連環境総会(UNEA5.2)において、持続可能な開発を支援するためのNbSに関する決議が採択されたことを歓迎する。我々はNbSが、UNEA5.2決議で強調されているように、社会的および環境的なセーフガードを尊重し、その潜在能力を効果的、公平かつ持続的に最大限に発揮できるようにすることを強調する。我々は、気候変動枠組み条約第26回締約国会議(COP26)の森林・土地利用に関するグラスゴー・リーダーズ宣言の実施にコミットし、2030年までに森林の消失と土地の劣化を阻止し好転させるために取り組む。

38. G7は、生物多様性の損失、グローバルヘルス及び気候変動という相互に依存する課題に取り組む上での先住民族及び地域社会の役割を認識する。従って、我々は、ポスト2020生物多様性枠組において、先住民族及び地域社会の顕著な役割、先住民族

の自由意思に基づく事前かつ十分な情報提供を受けた上での同意及び人権の尊重を提唱し、関連する国際文書の実施を支持する。

39. 我々は、よりグリーンでより強靱な未来に向けた野心的な軌跡のため、より良く備える必要がある。グローバルなグリーンエコノミーを達成するためには、必要な移行は社会的に公正でなければならない：包摂的でグリーンな雇用機会を促進し、適応的な社会保護に向け進展し、貧困に対抗し、不平等を減らし、環境保護のための構造的変化の社会的受容を増大させなければならない。

40. 我々は、働きがいのある人間らしいグリーンな雇用の創出における民間部門の極めて重要な役割、社会的経済団体の重要な役割、雇用と技能促進に対する我々の包摂的アプローチ（誰一人取り残さない）、女性の起業家精神に関するG7原則及び女兒と女性のための生活技能・技術・職業教育・訓練のG7に関するG7目標を認識する。我々は共に、世界中のエコロジーに関連するセクターにおいて、働きがいのある人間らしいグリーンな雇道を創出するための環境作りに努めている。2025年までに、我々は、我々の新興国・開発パートナー国の戦略と整合的に、また我々の予算プロセスに従って、グリーン・セクター及び伝統的セクターのグリーン化に特化した雇用及び技能促進プログラムに対する我々のODAの割合を増加させる。我々はさらに、グリーンエコノミーに貢献する雇用及び技能の雇用志向の民間部門と能力開発のための基準と、我々のそれぞれのプログラムの影響をモニタリングし評価するための調和された効率的なアプローチを2030年までに作成するという取組を歓迎する。この目的を実現するために、我々は、G7労働大臣、社会的パートナー及び主要な国際機関との協力を期待する。具体的に、我々は、ILOとOECDに対し、関連するステークホルダーと連携して、既存の定義や枠組みを考慮しつつ、このプロセスを支援することを要請する。

41. 我々は、環境的に持続可能でないセクターの転換によって生じる可能性のある困難に対処し、気候変動に対する強靱性を築き、人々が気候変動に適応できるよう、統一的で、適切で、適応的で、衝撃に強く、包摂的なすべての人に対する社会保護を2030年までに実現することに向けた進展を加速する必要がある。強力な国内政策・措置及び国際協力の強化により、SDGs目標1.3に沿ったすべての人のための社会保護へのアクセスの実現に向けて、2025年までに途上国のさらに10億人に対して社会保護へのアクセスを拡大できる可能性がある。我々は、途上国が、特に低所得国においては国内戦略に沿って、国内の社会保護制度を拡張するに際し、我々の予算プロセスに従って、資金を動員することを含め、途上国を支援する。我々は、MDBsと多国間機関に対し、この目的を支援するよう求める。我々は、災害リスク金融メカニズム内を含め、社会保護、食料安全保障、気候変動政策・気候資金間の連携を強化する。労働大臣とともに、我々は、2030年までに4億の雇道を創出し、現在どの社会保護制度や措置によってもカバーされていない人々に社会保護の対象

を拡大するという、国連事務総長の「公正な移行のための雇用及び社会保護のグローバル・アクセラレーター」構想を歓迎し、その設立に向けたプロセスを支持する。

42. 我々は、多くの途上国における債務負担の増大が、SDGs達成に向けた進捗を妨げ、よりグリーンで、より強靱で、より包摂的な経済への移行のための投資を締め出すことを懸念し、公正かつオープンな貸付慣行の重要性を強調する。我々は、債務再編のための債権者間の協調を強化すること及び関連する能力開発を通じ、我々の既存の手段の実施を改善することを目指し、また、SDGs達成を可能にする債務開発スワップやその他の手段の可能性と限界についてのより良い理解を促進する。債務を開発のために機能させるために、財務大臣とともに、我々は、適時かつ秩序だった方法で連携した債務再編を可能とするため、G20及びパリクラブによる「債務支払猶予イニシアティブ（DSSI）後の債務措置に係る共通枠組」を成功裏に実施するための我々の取組を継続する。非パリクラブ国を含む全ての関係債権国が、「共通枠組」の下で要請された必要な債務措置に貢献することが引き続き不可欠である。G7財務大臣とともに、我々は、措置の同等性の原則に沿って、全ての債務再編に民間部門の関与を求めることを再強調する。我々は、世銀とIMFに対し、債務国に政策指針と技術支援を提供する取組を継続し、将来の債務措置における民間債権者の参加をいかに改善・強化しうるかについて、分析に基づく実現可能な提案に貢献することを要請する。我々は、債務データの透明性及び正確性を向上させるための債権者及び債務者双方による共同の取組の重要性を再確認する。

43. 社会・環境の変革の実現を目指し、我々は、持続可能な金融に適した政策環境の整備のため、新興国及び途上国への支援を強化する。

44. 我々は、特にアフリカにおいて、また世界の他の地域においても、不正な資金及び汚職が、途上国が公共サービスを調達しSDGsを達成する能力に対して有害な影響を及ぼすことを認識する。したがって、我々はG7として、アフリカのパートナーが15の追加的な実質的支配者の透明性登録機関を設置することを支援し、とりわけ、アフリカにおけるものを含むFATF型地域体（FSRBs）に追加的な専門知識と資金支援を提供し、アフリカにおけるFSRBsのための能力開発を提供するという2021年6月に財務大臣が行ったコミットメントを再確認する。

45. 我々は、労働雇用大臣、農業大臣、気候・エネルギー環境大臣及び貿易大臣と共に、グローバル・サプライチェーンにおける国際的に受容された環境・労働・社会基準の実施を強化することにコミットする。我々は、国連ビジネスと人権に関する指導原則、OECD多国籍企業行動指針、ILO多国籍企業及び社会政策に関する原則の三者宣言を十分に実施するために、政策一貫性を引き続き改善することにコミットする。我々は、国のニーズや状況を考慮しながらビジネスにおける人権尊重を促進するため、国内的・国際的、義務的・自発的な措置の上手な組み合わせを支援する。我々は、公平な競争条件を促進するための国際的に法的拘束力のある文書について議論する潜在的メリットを認識する。我々は、パートナー国及び現地企業に対する支援策の強化・調整に引き続き取り組む。

持続可能な開発のための未来志向のインフラ投資

46. カービス・ベイにおける我々の首脳のコミットメント、2021年12月3日及び2022年2月24日の首脳声明に基づき、我々は、民間部門の投資の増加を促進することを含め、新興市場及び途上国におけるインフラ投資ギャップを縮小するため、他の関係閣僚及びパートナーと共同でG7 P I Iを進展させ、実施する決意及び気候変動に強く、包摂的で、ジェンダーに配慮し、デジタルかつ持続可能なインフラを提供する決意を再確認する。持続可能な資金と質の高いインフラは、パリ協定とSDGsの目標の達成、グリーンな回復及び経済の強靱性の向上のための基本である。さらに、我々は、ロシアの違法な侵略によってウクライナの基礎インフラと都市が甚大に破壊されたことを認識し、状況が許す限り、同国の荒廃したインフラの再建と復興に向けた国際的な取組に追随し、それによってウクライナ主導による同国の自由で民主的な再建を支援する用意がある。

47. 2021年に決定されたとおり、我々は、各国の持続可能なインフラ優先事項及びニーズに基づき、特にアフリカ及びインド太平洋地域において、インフラ及び投資のための各国主導のパートナーシップを通じて、G7 P I Iを実施する。JETPsは、G7がすでに実施している国別パートナーシップのG7 P I Iアプローチの一つである。我々は、2022年末までに、保健と気候関連インフラを含む全てのインフラ分野を対象とする、さらなる国主導のパートナーシップの特定を開始することを目指す。保健分野では、我々は、ワクチン、医薬品及びその他医療必需品の現地生産に加え、保健分野のサーベイランス、デジタル化及び物流に関するインフラを強化することを想定する。我々は、EUのグローバル・ゲートウェイ、米国のビルド・バック・ベター・ワールド、日本の質の高いインフラパートナーシップ、英国の投資パートナーシップなどの既存のイニシアティブと密接に連携していく。

48. 全てのアクターに国際的に認められたルールとスタンダードの遵守を求めることを含む、質の高い持続可能なインフラ投資のスタンダードに関する最上位への競争は、P I Iのための我々の野心の中核をなすものである。我々は、質の高いインフラ投資に関するG20原則（Q I I原則）を実施するための作業を拡大し、Q I I指標の最終化と実施についてG20のパートナーと緊密に協働することにコミットする。我々は、質の高いインフラ投資の推進のためのG7伊勢志摩原則、及びG20の持続可能な金融に関する業務ガイドラインを踏まえることを目指す。我々は、MDBs及び他の国際的イニシアティブによるアプローチを調整的にするための取組を歓迎する。

49. 我々は、既存の原則、スタンダード、ガイドラインの実施において、依然としてギャップがあることを認識し、プロジェクト準備段階及び投資決定において高い持続可能性のあるスタンダードの適用を確保できるようパートナー国を支援する。

50. 我々は、透明性とグッドガバナンス、環境と気候、及び公的債務の持続可能性とライフサイクルコストへの十分な配慮を含む財政の持続可能性の重要性を強調する。我々は、インフラのライフサイクルの全ての段階において、インフラへのアクセスにおける包摂性と、徹底したジェンダー主流化アプローチによる女性を含む周縁化された集団の完全、平等、効果的かつ有意義な参加の重要性を強調する。

51. 我々は、インフラ開発の上流の工程の重要性を認識する。我々は、公正な労働基準、法の支配及び腐敗防止を含む法的及び規制環境の整備を再び強化する。我々は、十分に準備され、融資可能なインフラプロジェクトの重要性を強調し、そのようなプロジ

ェクトを公的及び民間資金と結びつける際の根強いギャップ解消のために取り組む。我々は、政策改革の実施を促進する上で、能力開発や政策に基づく融資といった既存のG7及び多国間支援の重要な役割を強調する。我々は、国際金融公社、官民インフラ・アドバイザリー・ファシリティ、グローバル・インフラストラクチャー・ファシリティ、都市気候金融ギャップ基金、C40都市金融ファシリティ、G7複雑な契約の交渉支援強化（CONNEX）イニシアティブ、ソース・プラットフォーム、インフラ透明性イニシアティブ（COST）、アフリカとのコンパクト、アフリカにおけるインフラ開発プログラム（PIDA）（アフリカ連合開発庁－アフリカ開発のための新パートナーシップ計画調整庁（AUDA-NEPAD）及びPIDA II）及び統合国家金融フレームワークを含むアフリカ連合のイニシアティブなどの既存の成功した制度やイニシアティブがさらに強い役割を果たすこと構想する。

52. 政府のあらゆるレベルにおける公共投資の重要な役割を十分に認識する一方で、中低所得国においては、相当量の追加的な民間投資を動員する必要がある。したがって、我々は、構造化された官民インフラ投資ファンド、資本市場開発、保証、保険又は贈与スキームを含む混合手法の利用を促進することにコミットする。我々は、効果的な混合手法の利用を促し、民間投資を促進するため、規制措置及び枠組みに取り組む。我々は、MDBs及びその他DFIs（G7臨時MDB/DFI専門家グループ）からの質の高い持続可能なインフラ投資のための民間資金動員に関する共同活動提案を歓迎する。我々は、首脳会合において、G7の更なる行動に合意することを視野に入れつつ、G7 PIIの主要な優先事項を含む同提案について議論することを期待する。

53. G7は、持続可能なインフラの整備と資金調達における都市の重要性、また、市町村、地方、地域政府の変革のためのプロセス、それらの間の協力、そしてそれらのイニシアチブへの支援における中央政府の重要な役割を認識する。G7は、効果的な多層ガバナンス、国際的な知識の共有、及び地方レベルの財政・計画能力の強化を支援することを通じて、これを表明する。

COVID-19との闘いと途上国における保健システム強化

54. 我々は、世界的な脅威であるCOVID-19のパンデミックを終息させる必要がある。何故なら、全ての人にとって終息するまでパンデミックは終息しないからである。我々は、エピソード及びパンデミックへの予防、備え、対応を含む保健システムの強化と、ユニバーサル・ヘルス・カバレッジ（UHC）達成に向けた進展を加速させることによって、将来の健康危機に対してより良く備えなければならない。

55. 安全性、有効性、品質が保証され、入手可能な価格のワクチン、治療及び診断（VTD）へのグローバルで公平なアクセスを確保するため、また、地域の状況やニーズに即して、最も脆弱な人々に届くことに焦点を当て、全ての国の人口の少なくとも70%にワクチンを接種するという世界保健機関（WHO）のCOVID-19に関する目標に向けた進展のため、連携した行動と大幅な加速が必要である。我々は、VTDの公平な世界的分配と、途上国におけるそれらの普及のための能力を強化することを決意する。我々は、ACTアクセラレータ（ACT-A）が2022年にパンデミックの急性期が終息する手助けを可能にするための十分な貢献や、COVAX AMC対象国・地域へのワクチン支援への実質的な貢献を含め、ACT-Aの全ての柱への支援を再確認する。現在までに、我々はこの取組に対して183億米ドルを提供している。

56. 我々は、ACT-Aや他のパートナーによる多国間の取組と連携した二国間の取組を通じて、ワクチンが実際の接種に繋がるように、途上国におけるワクチンと命を救う医療手段の提供、とりわけラスト・ワン・マイルでの提供を支援することにコミットするとともに外相宣言をこの意味で歓迎する。これには、現地の保健システムにおいて、より長期的なCOVID-19の制御への移行を可能にする保健分野の人材の裾野の拡大・研修・保護が含まれる。

57. 持続可能な市場の創設によって支えられる、途上国でのワクチンと必須医療品の持続可能で地域的な多様性のある生産能力の構築は、必要不可欠な医薬品へのグローバルなアクセスを改善し、公平性における格差を克服し、将来のパンデミックや感染症に備えるための重要な一歩である。我々は、自発的な技術移転や相互に合意した条件でのライセンス供与を含む取組を通じて、途上国、特にアフリカにおける、現地及び地域的なVTDの持続的生産を支援する。我々は、規制の枠組みや持続可能な市場の創設に重点を置き、それを可能にする環境を整備することを引き続き決意している。この点で、我々は、例えばグローバルファンドのような、他の関連するステークホルダーと共に市場形成のための戦略を策定しているGaviの取組を歓迎する。我々は、南アフリカにmRNA生産ハブを設置し、そこから世界中に拡大するためのWHO及び医薬品特許プールの活動を強調する。我々は、2040年までに生産率60%を達成するというアフリカ連合の目標を支持する。

58. 我々は、全ての国々においてパンデミックへの予防、備え、対応を向上させることが、グローバルな健康安全保障と保健システムを強化する鍵であることを認識する。これには、多様なセクターにおけるアプローチ及び人、動物、環境の健康の間のつながりを認識するワンヘルス・アプローチが含まれなければならない。我々は、パンデミックへの予防、備え、対応に関するWHOの条約、協定、その他の国際文書の起草及び交渉を行う政府間交渉会議（INB）を支持し、INBが適切であると判断する場合は、WHO憲章19条またはその他の規定に基づく採択を視野に入れる。我々は、国際保健規則（IHR2005）を部分改正目標によってさらに強化されることを歓迎する。我々は、国際獣疫事務局（OIE）、国連食糧農業機関（FAO）、WHO、国連環境計画（UNEP）による4者構成、「ワンヘルス・ハイレベル専門家委員会」及びPREZODEなどのその他の関連するイニシアティブの活動を奨励する。

59. 我々は、パンデミックへの予防、備え、対応強化のためのグローバルヘルス・アーキテクチャーの強化が必要であると認識している。これには、WHOを強化し、グローバルヘルスにおいて指導、調整上の役割を果たすよう支援し、また、それに見合った資金を提供することが含まれる。我々は、WHOの持続可能な資金調達に関する作業部会が、ガバナンス、透明性、説明責任、効率性、コンプライアンスの強化とともに、WHOの資金調達をより持続可能、予測可能で、柔軟なものにするための提言について合意したことを歓迎する。我々の目的は、世界的な連携を強化し、重複を避けることである。我々は、パンデミックへの備えと対応において大きな資金ギャップがあることを認識し、この点に関するG20財務・保健合同タスクフォースの作業を支持する。我々は、G7保健大臣とG7開発大臣との合同セッションでの、低・中所得国におけるワクチンの公平性とパンデミックへの予防、備え、対応についての重要な課題に関する議論を歓迎する。

60. 我々は、強く、強靱で、ジェンダーに配慮した公平な保健システムは、健康安全保障を強化するための基盤であり、社会・経済的発展を可能にするものであることを認識する。我々は、保健システム、公衆衛生機能、プライマリーヘルスサービス及び、保健人材を強化するために協力して取り組むという我々のコミットメントを再確認する。その目標は、高齢者、障害者、女性、子ども、とりわけ女兒、青少年及びその他の脆弱な集団を含む、包括的で質の高い必要不可欠な保健・精神保健サービスの公平な提供である。我々は、2023年の国連総会UHCハイレベル会合に向けて協力し、とりわけUHCを含むSDGs目標3を共に達成するというコミットメントを再確認する。

61. 我々は、全ての人のための包括的な性と生殖に関する健康と権利（SRHR）を実現するために、我々の共同の取組を増大させることにコミットする。我々は、包括的かつ包摂的な性教育、近代的で質の高い避妊法への全ての個人のアクセスの重要性について認識すると共に、性と生殖の健康に関する意思決定における個人の主体性を高め、質の高い、アクセス可能で受容可能かつ負担可能な性と生殖のための保健サービスへの公平かつ普遍的アクセスに対する我々のコミットメントを再確認する。我々は、SRHRへのアクセスに対するパンデミックの影響に取り組む必要性を強調する。この影響は、最貧国において新型コロナによる死者1人に対し2.6人の女性と子どもの死をもたらし、あらゆる女性と女兒、青少年の自己決定、社会、教育、経済への参加と幸福を危険にさらしている。

62. 我々は、妊産婦、新生児及び子どもの健康に関するムスコカ・イニシアティブの重要性を認識し、生殖に関する健康、母子保健、新生児保健、小児保健、思春期保健（RMNCAH）及びSRHRへの関与を増大するためにあらゆる努力をすることにコミットする。投資は、最もニーズの高い地域である特にアフリカに焦点を当て、プライマリーヘルスケアのユニバーサルアクセスと公平な提供を優先的に改善し、医療従事者を含めた保健システムの強化に貢献する。我々の共同の関与は、包括的な性と生殖に関する保健サービス、定期的な予防接種、保健施設やコミュニティにおける水と衛生（WASH）施設の改善、社会・行動変容コミュニケーション、及び女性、新生児、子ども、青少年のための質の高い保健・栄養サービスへの公平なアクセスに対する支援を含む。我々の共同の取組は、予防可能な妊産婦、新生児、子どもの死亡、SRHR及びUHCに関するSDGsの達成に大きく貢献することを目指している。

63. 我々は、2022年秋に米国のバイデン大統領が主催する、2023～2025年の期間にドナー全体からのプレッジを30%増加させ、最低180億米ドルの資金調達を目標とする世界エイズ・結核・マラリア対策基金（グローバルファンド）の第7次増資会合に向けて支援することにコミットする。我々は、WHO、ロール・バック・マラリア、ストップ結核パートナーシップや国連合同エイズ計画（UNAIDS）といった主要な技術的パートナーとともに、三大感染症を終わらせるという目標に向けて、野心的でありながら達成可能な道筋を策定し、2030年までにUHC及び保健に関するSDGsを達成することに貢献する新しいグローバルファンドの戦略を歓迎する。

64. 我々は、Gaviとの緊密な連携の上で、世界ポリオ根絶イニシアティブ（GPEI）を通じてポリオとの闘いを引き続き支援していく必要がある。そのインフラ、監視能力及びGPEIを通じて強化された、脆弱なコミュニティへアクセスする能力は、多くの国々で、ポリオやパンデミックを含む新たな健康への脅威の予防と対応に不可欠なものである。2022年10月にドイツと共催される、2022～2026年のポリ

才根絶戦略のためのGPEIへの48億米ドルの資金調達を目指す会合は、ドナーにとって支援にコミットする重要な機会となる。

65. 薬剤耐性（AMR）のまん延による世界的な脅威が急速に高まっていることを認識し、我々は、次の二つの補完的な柱に焦点を当てる：感染予防及び制御並びに信頼性が高く強靱で包摂的なWASHサービスを含む抗菌薬適正使用支援。我々は、グローバル薬剤耐性サーベイランスシステム（GLASS）を補完し又はそれを含む、ワンヘルス・アプローチの中で統合された途上国のAMRのサーベイランス・システムのための支援を強化する。

66. 我々は、WHOのロードマップと新しいキガリ宣言に沿って、顧みられない熱帯病（NTD）との闘いにおける保健システム強化のための支援を再確認する。我々は、NTDに対する新しいVTDの開発と分配、及びWASHに重点を置き、プライマリーヘルスケアの包括的アプローチの一環として、NTD保健サービスのさらなる統合を奨励する。

説明責任

67. 説明責任と透明性は、G7首脳のコミットメントの信頼性を維持するために不可欠なG7の中核となる原則である。我々は、2022年に5回目となるG7包括的説明責任報告書（CAR）を作成し、これまでのG7首脳による開発及び開発関連のコミットメントをフォローアップすることで、G7の説明責任に大きく貢献している。我々は、2022年のG7サミットに先立ってこの報告書を公表し、G7プロセス全体の正当性に貢献することを目指す。

結語

68. 多重の危機が進行しており、人類は岐路に立たされている。我々は、この困難な時代においてもSDGsを我々のアジェンダの中心に強く維持し続けなければならない。

69. 我々は、2023年の議長国日本と協力することを楽しみにしている。

（了）